

受託契約準則

大阪堂島商品取引所

受託契約準則／目次

第1章 総 則	1
第2章 取引の受託	5
第3章 証 拠 金	9
第4章 反対売買又は受渡しによる決済等	12
第5章 委託者に対する通知等	14
第6章 取引の制限等	16
第7章 雑 則	19
第8章 取引の振り替えの特例	22
第9章 受渡しによる決済の特例	23
第9章の2 指数先物取引の特例	26
第10章 粗糖先物オプション取引の特例	26
第1節 粗糖先物オプション取引の受託	28
第2節 削 除	
第3節 オプション取引の決済等	28
第4節 オプション取引の委託者に対する通知等	29
第5節 粗糖組合せ取引	30
第11章 E F P取引の特例	31
第12章 停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例	31
附 則	32

第 1 章 総 則

(受託契約準則への準拠及び遵守)

- 第 1 条 大阪堂島商品取引所（以下「本所」という。）の開設する商品市場における取引（商品先物取引法（昭和 25 年法律第 239 号。以下「法」という。）第 2 条第 10 項の商品市場における取引をいう。以下同じ。）の委託を受けること（以下「受託」という。）及び商品市場における取引の委託の取次ぎを受けることに関する契約は、この受託契約準則（以下「準則」という。）の定めるところによる。
- 2 委託者及び法第 190 条第 1 項に基づき、主務大臣の許可を受けて商品市場における取引の委託を受ける本所の会員（以下「受託会員」という。）又は法第 190 条第 1 項に基づき主務大臣の許可を受けて商品市場における取引の委託の取次ぎを受ける者（以下「取次者」という。）は、この準則を遵守し、これに従って商品市場における取引の委託を処理するものとする。また、当該取次者及び当該取次者に商品市場における取引の委託の取次ぎを委託した者（以下「取次委託者」という。）は、受託会員と委託者の関係に準じてこの準則を遵守し、これに従って商品市場における取引の委託の取次ぎを処理するものとする。
- 3 本所の開設する商品市場における取引に基づく債務の清算については、商品取引債務引受業を営むことについて法第 167 条に基づき主務大臣の許可を受けた商品取引清算機関と、法第 174 条第 1 項に基づき当該商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えられた清算参加者との間で処理するものとする。なお、非清算参加者である受託会員の本所の開設する商品市場における取引に基づく債務の清算については、当該商品取引清算機関と、当該受託会員が代理人として指定した清算参加者との間で当該清算取引を成立させ処理するものとする。

(定 義)

- 第 2 条 この準則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) 「約定値段等」とは、法第 2 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に掲げる取引（以下「現物先物取引等」という。）にあつては、取引が成立した呼値当たりの約定値段を、同項第 3 号に掲げる取引（以下「指数先物取引」という。）にあつては、約定数値を、同項第 4 号に掲げる取引（以下「オプション取引」という。）にあつては、取引が成立した呼値当たりの対価の額をいう。
- (2) 「取引単位の倍率」とは、現物先物取引等及びオプション取引にあつては、取引単位当たりの数量を呼値で除した数値を、指数先物取引にあつては、取引単位当たりの数値を約定数値で除した数値をいう。
- (3) 「総取引金額」とは、「約定値段等」に「取引単位の倍率」と取引数量を乗じて得た価額をいう。
- (4) 「値洗損益金通算額」とは、決済の終了していない個別の取引に係る「約定値段等」と計算日の最終約定値段等（業務規程で定める帳入値段又は帳入数値をいう。以下同じ。）との差額に「取引単位の倍率」と取引数量を乗じて得た価額について、その損益を通算した額から第 11 条の 3 の規定に基づき払い出し、又は振り替えた額を差し引いた額をいう。
- (5) 「売買差損益金」とは、個別の取引について転売又は買戻しにより決済を

結了した場合に生ずる損益金額のうち受託会員と委託者との間で受払いの済んでいないものをいう。

- (6) 「オプション取引における未決済の取引代金」とは、オプション取引における権利行使に伴う差金を含むオプション取引における取引代金の合計額のうち受託会員と委託者との間で受払いの済んでいないものをいう。
- (7) 「預り証拠金」とは、商品市場における取引につき、受託会員が委託者から取引証拠金として差し入れ又は預託を受けた金銭、第9条第1項に規定する充用有価証券等及び第10条に規定する充用外貨の合計額をいう。
- (8) 「受入証拠金の総額」とは、「預り証拠金」に「現金授受予定額」を加減して得た額をいう。
- (9) 「現金授受予定額」とは、「値洗損益金通算額」、「売買差損益金」及び「オプション取引における未決済の取引代金」の合計額から、委託手数料(委託手数料に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。))を含む。ただし、1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。以下「委託手数料」という。) その他委託者が負担すべきものであって受託会員が必要と認めた額を差し引いた額をいう。
- (10) 「現金支払予定額」とは、「現金授受予定額」が負である場合の当該額をいう。
- (11) 「取引証拠金維持額」とは、清算機構(法第167条の許可を受けた株式会社日本商品清算機構をいう。以下同じ。)の取引証拠金等に関する規則に規定する委託者の取引証拠金維持額をいう。
- (12) 「委託者証拠金」とは、「取引証拠金維持額」を下回らない範囲において受託会員が定めた額をいう。
- (13) 「総額の不足額」とは、「受入証拠金の総額」が「委託者証拠金」を下回っている場合の当該差額をいう。
- (14) 「現金不足額」とは、「預り証拠金」のうち金銭の額が「現金支払予定額」を下回っている場合の当該差額をいう。
- (15) 「預り証拠金余剰額」とは、「受入証拠金の総額」から、「委託者証拠金」及び「値洗損益金通算額」(益となる場合に限る。)の合計額を控除した額が正となる場合の当該額をいう。
- (16) 「取引証拠金」とは、次に掲げるものをいう。
 - イ 商品市場における取引について、委託者がその代理人である受託会員(清算参加者である場合に限る。ロにおいて同じ。)を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭並びに第9条第1項に規定する有価証券及び倉荷証券並びに第10条に規定する充用外貨(以下この号から第19号までにおいて「金銭等」という。)
 - ロ 商品市場における取引について、取次委託者がその代理人である取次者及び受託会員を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
 - ハ 商品市場における取引について、清算取次委託者がその代理人である非清算参加者である受託会員(以下「非清算参加者受託会員」という。)及び当該非清算参加者受託会員の指定清算参加者(以下「指定清算参加者」という。)を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
 - ニ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者が、その代理人である清算取次者、非清算参加者受託会員及び指定清算参加者を通じて商

品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等

(17)「委託証拠金」とは、次に掲げるものをいう。

イ 商品市場における取引について、委託者が、その旨の同意を行った上で、受託会員（清算参加者である場合に限る。ロ及びハにおいて同じ。）に預託し、当該受託会員がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金として商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等

ロ 商品市場における取引について、取次委託者が、その旨の同意を行った上で、その代理人である取次者を通じて受託会員に預託し、当該受託会員がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金として商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等

ハ 商品市場における取引について、取次者が、取次委託者からその旨の同意を得た上で預託を受けた取次証拠金に相当する以上の金銭等を受託会員に預託し、当該受託会員がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金として商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等

ニ 商品市場における取引について、清算取次委託者が、その旨の同意を行った上で、非清算参加者受託会員に預託し、当該非清算参加者受託会員がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等

ホ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者が、その旨の同意を行った上で、その代理人である清算取次者を通じて非清算参加者受託会員に預託し、当該非清算参加者受託会員がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等

ヘ 商品市場における取引について、清算取次者が、清算取次者に対する委託者からその旨の同意を得た上で預託を受けた取次証拠金に相当する以上の金銭等を非清算参加者受託会員に預託し、当該非清算参加者受託会員がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等

(18)「取次証拠金」とは、次に掲げるものをいう。

イ 商品市場における取引について、取次委託者がその旨の同意を行った上で取次者に預託し、当該取次者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である受託会員（清算参加者である場合に限る。以下この号において同じ。）を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等

ロ 商品市場における取引について、取次委託者が、その旨の同意を行った上で、取次者に預託し、当該取次者がその旨の同意を行った上でそれに相当する以上の金銭等を委託証拠金として受託会員に預託し、当該受託会員がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金として商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等

(19)「清算取次証拠金」とは、次に掲げるものをいう。

イ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者がその旨の同意を行った上で清算取次者に預託し、当該清算取次者がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である非清算参加者受託会員及び指定清算参加者を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭

等

- ロ 商品市場における取引について、清算取次者に対する委託者が、その旨の同意を行った上で、清算取次者に預託し、当該清算取次者がその旨の同意を行った上でそれに相当する以上の金銭等を委託証拠金として非清算参加者受託会員に預託し、当該非清算参加者受託会員がそれに相当する以上の金銭等を取引証拠金としてその代理人である指定清算参加者を通じて商品取引清算機関に預託した上で管理される金銭等
- (20)「仮委託手数料」とは、受託会員が定めるところにより、委託を受けた一の取引が成立した日において、決済の終了していないすべての取引を決済するものと仮定した場合に、これらの取引につき計算される委託手数料の合計額をいう。
- (21)「仮差引損益金通算額」とは、「値洗損益金通算額」から「仮委託手数料」を控除した額をいう。
- (22)「商品取引清算機関」とは、商品取引債務引受業を営むことについて法第167条の規定により主務大臣の許可を受けた者をいう。
- (23)「清算取次者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを受託した者をいう。
- (24)「清算取次委託者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎを委託した者（清算取次者を除く。）をいう。
- (25)「清算取次者に対する委託者」とは、商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを委託した者をいう。
- (26)「清算参加者」とは、法第174条第1項の規定に基づき、商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより、当該商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えられた者をいう。
- (27)「非清算参加者」とは、商品取引清算機関の業務方法書の定めるところにより、当該商品取引清算機関の行う商品取引債務引受業の相手方となる資格を与えられていない者をいう。
- (28)「指定清算参加者」とは、非清算参加者が商品市場における取引を行う商品市場に係る清算資格を有する他社清算参加者の中で、当該非清算参加者がその商品清算取引を常に委託する者として清算受託契約を締結する者をいう。

(商品取引契約の締結前の書面等交付)

- 第3条 受託会員は、新規の委託者から取引の委託を受けるときは、当該委託者に対し、法第217条第1項に規定する書面（以下「事前交付書面」という。）及びこの準則を契約に先立って交付しなければならない。ただし、事前交付書面にあっては、法第220条の4の規定により適用を除外される場合を除く。
- 2 受託会員は、前項の規定に基づき事前交付書面を交付した場合には、法第218条第3項又は商品先物取引法施行規則（平成17年農林水産省・経済産業省令第3号。以下「省令」という。）第108条の規定により説明を要しない場合を除き、その記載事項を説明しなければならない。
- 3 受託会員は、委託者から電子取引（受託会員の使用に係る電子計算機と委託者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用して、委託者の指示を受けて取引の委託を受ける取引をいう。以下同じ。）によ

り取引の委託を受ける場合には、あらかじめ、電子取引の使用に関する事項及び免責事項等の取引に関する事項を記載した書面を委託者に交付し、当該委託者は当該書面の内容に従って取引を行うものとする。

- 4 受託会員は、第1項及び前項の規定による書面及びこの準則の交付に代えて、委託者に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令第90条の3に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）の種類及び内容（省令第90条の4各号に規定する種類及び内容をいう。）を提示し、当該委託者の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、当該電磁的方法により、当該書面及びこの準則に記載すべき事項を提供することができる。この場合において、当該受託会員は、当該委託者に当該書面及びこの準則を交付したものとみなす。
- 5 前項の規定による承諾を得た受託会員は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者に対し、当該書面及びこの準則に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。

（商品取引契約の締結等）

第4条 委託者は、新規に取引の委託をするときは、受託会員に対し、先物取引の危険性を了知した上でこの準則に従って取引を行うことを承諾する旨の書面を差し入れるものとする。

- 2 受託会員は、委託者から前項の書面の差し入れを受けた後でなければ、取引の委託を受けてはならない。
- 3 委託者は、第1項の規定による書面の差し入れについては、受託会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された当該委託者の承諾に関する事項を電気通信回線を通じて閲覧し、当該受託会員の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該委託者の承諾に関する事項を記録することにより行うことができる。

第 2 章 取 引 の 受 託

（委託者等からの事前通知）

第5条 委託者は、新規に取引の委託をするときは、あらかじめ次に掲げる事項を受託会員に書面をもって通知するものとする。

- (1) 氏名又は商号（名称を含む。以下同じ。）
- (2) 住所又は事務所の所在地
- (3) 特に連絡場所を定めたときは、その場所
- (4) 委託者が、商品投資に係る事業の規制に関する法律（平成3年法律第66号。以下「商品ファンド法」という。）第2条第4項に規定する商品投資顧問業者又はこれに類する外国の者と同条第2項に規定する商品投資顧問契約又はこれに類する契約を行ったときは、その者の氏名又は商号、住所又は事務所の所在地、代理権の範囲及び当該許可等を証する書面
- (5) 非居住者（外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）第6条第1項第6号に規定する非居住者をいう。）である委託者（第3項に掲げる者を除

く。)が、外国商品市場において取引の委託を受けることについて当該外国において法第190条第1項の規定による許可に相当する当該外国の法令の規定による同種の許可(当該許可に類する登録その他の行政処分を含む。)を受けている者又はこれに準ずる外国の者(以下「外国商品先物取引業者」という。)に取引の委託の媒介を依頼したときは、その者の氏名又は商号、住所又は事務所の所在地及び当該許可等を証する書面

- (6) 第4号に掲げるもののほか、委託者が特に代理人を定めたときは、その者の氏名又は商号及び住所又は事務所の所在地並びに代理権の範囲
- 2 金融商品取引法(昭和二十三年法律第二十五号)第2条第9項に規定する金融商品取引業者又はこれに類する者(以下「金融商品取引業者等」という。)は、次に掲げる取引について商品ファンド法第2条第1項に規定する商品投資(以下「商品投資」という。)による運用として受託会員に新規に委託する場合は、当該登録等を証する書面、委託に係る資金の名称及び住所又は事務所の所在地をあらかじめ受託会員に書面をもって通知するものとする。
- (1) 商品ファンド法第2条第5項に掲げる商品投資契約に基づき金融商品取引業者等により運用又は管理される資金に係る取引
- (2) 信託財産の全部又は一部を商品投資により運用することを目的とする信託契約及びこれに類する契約に基づき金融商品取引業者等により運用又は管理される資金に係る取引
- 3 外国商品先物取引業者は、非居住者から取引の委託の取次ぎの依頼を受け、その依頼に基づき当該外国商品先物取引業者の名において、新規に取引の委託をするときは、その氏名又は商号、住所又は事務所の所在地及び当該許可等を証する書面をあらかじめ受託会員に書面をもって通知するものとする。
- 4 取次者の名において、新規に取引の委託をするときは、法第190条第1項に基づき、商品先物取引業につき許可を受けたことを証する書面をあらかじめ受託会員に通知するものとする。
- 5 前各項に規定する通知事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を受託会員に書面をもって通知するものとする。
- 6 受託会員は、前各項の規定による書面の受け入れに代えて、委託者に対し、その用いる電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令第41条第3項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。)の種類及び内容(省令第41条第6項各号に規定する種類及び内容をいう。)を提示し、当該委託者の書面又は電磁的方法による承諾を得ることができる。この場合において、当該受託会員は、当該委託者から当該書面による通知を受けたものとみなす。
- 7 前項の規定による承諾を得た受託会員は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を行わない旨の申出があったときは、当該委託者から、当該書面の受け入れを電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(委託の際の指示)

第6条 委託者は、取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託会員に指示するものとする。

- (1) 取引の種類

- (2) 上場商品構成物品の種類
 - (3) 限月
 - (4) 売付け又は買付けの区別
 - (5) 新規又は仕切りの区別
 - (6) 枚数
 - (7) 指値又は成行の区別
 - (8) 指値の場合はその値段又は数値及び委託注文の有効期限、成行の場合は取引を行う日、場及び節
- 2 前項の規定にかかわらず、受託会員が前項第5号に掲げる事項の指示について、あらかじめ委託者が指定した方法に従い取り扱うことに同意している場合には、当該委託者は、取引の委託の都度、当該指示を行うことを要しない。この場合において、当該受託会員は、当該事項について、当該委託者が指定した方法に従い取り扱うものとする。

(プログラム自動取引の場合の委託の際の指示等の特例)

- 第6条の2 受託会員は、一定の事実が発生した場合に、電子計算機による処理その他あらかじめ定めた方式に従った処理により決定され、これらに従って執行される取引（以下「プログラム自動取引」という。）に関する契約を委託者（次項各号に掲げる事項について理解している委託者に限る。）との間で締結した場合において、当該契約に基づき取引の委託を受けるときは、前条第1項各号に定める事項のうち指示がないものについては、委託の際の指示を受けることなく、その取引の委託を受けることができる。
- 2 受託会員は、委託者と前項の契約を締結しようとするときは、当該委託者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
- (1) 受託するプログラム自動取引の概要
 - (2) 顧客が予想しない損失を被る可能性の教示
 - (3) 損失増大等の弊害を防止する措置
 - (4) 責任範囲
- 3 受託会員は、取引の委託を受けるときは、使用可能な取引証拠金の額について委託者から同意を得なければならない。
- 4 委託者と第1項の契約を締結した場合は、受託会員は当該契約に基づく取引の取引証拠金を、その他の取引の取引証拠金と区分して管理するものとする。
- 5 第3条第4項及び第5項の規定は、第2項の書面交付について準用する。
- 6 第4条第3項の規定は、第1項の契約を締結するために必要な書面の差し入れについて準用する。

(損失限定取引の場合の委託の際の指示等の特例)

- 第6条の3 受託会員は、委託者との間で、損失限定取引（業務規程に定める損失限定取引をいう。以下同じ。）に関する契約を締結した場合において、当該契約に基づき取引の委託を受けるときは、第6条第1項各号で定める委託の際の指示を受けず、その取引の委託を受けることができる。
- 2 受託会員は、委託者と前項の契約を締結しようとするときは、当該委託者に対し、次の各号に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。
- (1) 損失限定取引に関する契約の内容

- イ 業務規程に定めるロスカット注文を執行した結果、市場の状況によっては業務規程に定めるロスカット水準における損失の額又はこれを超える損失が発生する可能性があること。
 - ロ 業務規程に定めるロスカット注文を執行した結果、市場の状況によっては業務規程第19条第4項（業務規程によりみなして適用する場合を含む。）又は第20条第3項ただし書に定める取引の締結方法に基づいて取引が行われること。
- (2) 当該契約に基づき発生するおそれのある損失の額は委託者証拠金等（委託証拠金及び当該取引に必要なものとして受託会員が定めた証拠金をいい、当該取引のためにあらかじめ差し入れたものに限る。）の額の範囲内となるが、手数料は損失の額に含まれない旨
- (3) その他当該契約の内容
- 3 受託会員は、前項の規定に基づき書面を交付した場合には、その記載事項について委託者が理解できるように説明をしなければならない。
 - 4 委託者と第1項の契約を締結した場合は、受託会員は当該契約に基づく取引の取引証拠金を、その他の取引の取引証拠金と区分して管理するものとする。
 - 5 第3条第4項及び第5項の規定は、第2項の書面交付について準用する。

(特定同意等による一任取引の特例)

- 第6条の4 受託会員は、法第2条第25項に規定する特定委託者（法第197条の4第5項又は第8項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第197条の5第4項又は第6項の規定により特定委託者とみなされる者を含む。次項において同じ。）及び法第2条第26項に規定する特定当業者（法第197条の8第2項において準用する法第197条の4第5項又は第8項の規定により一般顧客とみなされる者を除き、法第197条の9第2項において準用する法第197条の5第4項又は第6項の規定により特定当業者とみなされる者を含む。次項において同じ。）が、第6条第1項各号に掲げる事項（第8号にあっては、値段又は約定数値を除く。）についてあらかじめ同意した場合において、第8号に掲げる事項（値段又は約定数値に限る。）については当該同意の時点における相場（当該同意の時点における相場がない場合には、当該同意の直近の時点における相場）を考慮して適切な幅を持たせた同意（次項において「特定同意」という。）の範囲内で受託会員が定めることができることを内容とする契約を締結した場合において、当該契約に基づき取引の委託を受けることができる。
- 2 受託会員は、特定委託者及び特定当業者が、個別の取引の総額並びに第6条第1項第1号から第5号まで、第7号及び第8号に掲げる事項（第8号にあっては、値段又は約定数値を除く。）並びに第6号又は第8号に掲げる事項（第8号にあっては、値段又は約定数値に限る。）の一方について同意（第8号にあっては、特定同意を含む。）を得た上で、他方については受託会員が定めることができることを内容とする契約を締結した場合において、当該契約に基づき取引の委託を受けることができる。

第 3 章 証 拠 金

(取引証拠金の差し入れ又は預託)

- 第7条 受託会員は、商品市場における取引の受託について、委託者がその担保として差し入れた取引証拠金を、当該委託者の代理人として清算機構に預託しなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、受託会員は、取引の受託について、委託者から書面による同意を得た上で委託証拠金の預託を受けることができる。
 - 3 受託会員は、前項の規定による同意の取得に代えて、委託者に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて省令第41条第3項に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）の種類及び内容（省令第41条第6項各号に規定する種類及び内容をいう。）を提示し、当該委託者の書面又は電磁的方法による承諾を得ることができる。この場合において、当該受託会員は、当該委託者から書面による同意を得たものとみなす。
 - 4 前項の規定による承諾を得た受託会員は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による同意を行わない旨の申出があつたときは、当該委託者から、当該書面の受け入れを電磁的方法によつて得てはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りではない。
 - 5 受託会員は、売付けの場合であつて、その建玉（本所の商品市場における取引に係る決済が未了である売買約定をいう。以下同じ。）に係る倉荷証券（本所の商品市場において受渡しができる当該商品の保管を証するもの）を取引証拠金として差し入れた委託者にあつては第11条の2に定める取引証拠金の全部又は一部の差し入れ又は預託を受けないことができる。

(代理人)

- 第8条 委託者は、受託会員（当該受託会員が非清算参加者である場合には、当該受託会員及び指定清算参加者）を代理人として、清算機構に対する当該委託者の取引証拠金の預託及びその返戻を行うものとする。
- 2 委託者は、清算機構に対する当該委託者の取引証拠金の預託及びその返戻については、前項の受託会員（当該受託会員が非清算参加者である場合には、当該受託会員及び指定清算参加者）以外の者を代理人としないものとする。
また、委託者は、当該代理人の解任をしないものとする。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、本所の定款及び業務規程に基づき、受託会員（当該受託会員が非清算参加者である場合には、当該受託会員及び指定清算参加者を含む。以下この項において同じ。）が委託を受けた建玉の全部又は一部について、違約受渡玉及び違約中間玉の処理が行われた場合は、当該受託会員の代理権は消滅するものとする。

(有価証券等の充用)

- 第9条 取引証拠金は、法第101条第3項に規定する有価証券又は法第103条第5項に規定する倉荷証券（以下「充用有価証券等」という。）をもって、これに充てることができる。
- 2 前項の充用有価証券等の種類、銘柄及び充用価格その他充用有価証券等につい

て必要と認められる事項は、清算機構が定めるところによるものとする。

- 3 第1項の充用有価証券等は、譲渡又は換金のための必要な手続きを完了したものでなければならない。
- 4 委託者は、第1項で定める法第101条第3項に規定する有価証券につき、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号）に規定するところにより当該有価証券に表示されるべき権利の振替を行う場合であつて、受託会員が認めるときは、清算機構が指定する者において委託者の口座及び当該代理人である受託会員の口座を開設し、当該代理人である受託会員の口座を経て清算機構との間の振替を行う契約を締結するものとする。

(外貨の充用)

- 第10条 取引証拠金は、受託会員が認める場合には、外貨をもって、これに充てることができるものとする。
- 2 前項の外貨(以下「充用外貨」という。)の種類、充用価格その他充用外貨について必要な事項は、清算機構が定めるところによるものとする。

(取引証拠金の差し入れの猶予)

- 第10条の2 委託者は、清算機構の承認を受け銀行等（省令第44条に定める銀行等をいう。）と直接預託LG契約（清算機構の取引証拠金等に関する規則に規定する直接預託LG契約をいう。以下同じ。）を締結し、清算機構に届け出ることができる。
- 2 委託者は、前項の承認を受けようとする場合には、あらかじめ当該委託者が商品市場における取引を委託しようとする受託会員（当該受託会員が非清算参加者である場合は、当該非清算参加者の指定清算参加者を含み、取次委託者が商品市場における取引の委託の取次ぎを委託しようとする場合にあっては、取次者の取次先受託会員を含む。）の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項の場合において、委託者及び受託会員は、第11条及び第11条の2の規定にかかわらず、受託会員が定めるところにより直接預託LG契約の契約預託金額を限度として総額の不足額又は現金不足額に相当する取引証拠金の差し入れの猶予を受け、及び差し入れを猶予することができる。
 - 4 前3項のほか、直接預託LG契約に基づく取引証拠金の差し入れの猶予については、清算機構の定めるところによる。

(取引証拠金の額及び差し入れ又は預託の時期)

第11条 委託者は、委託に係る取引が成立した場合において、受入証拠金の総額が委託者証拠金を下回っているとき又は預り証拠金のうち金銭の額が委託者の現金支払予定額を下回っているときは、総額の不足額又は現金不足額のいずれか大きい額以上の額を取引証拠金として、当該不足額が発生した日の翌営業日正午までの受託会員が指定する日時までに、受託会員に差し入れ又は預託するものとする。この場合において、現金不足額に相当する額の取引証拠金は、充用有価証券等及び充用外貨をもって充てることができないものとする。

(取引証拠金の追加差し入れ又は追加預託)

第11条の2 受託会員は、委託者に総額の不足額又は現金不足額が生じた場合に

は、いずれか大きい額以上の額を取引証拠金として、当該委託者から当該不足額が発生した日の翌営業日正午までの受託会員が指定する日時までに差し入れ又は預託させなければならない。この場合において、現金不足額に相当する額の取引証拠金は、充用有価証券等及び充用外貨をもって充てさせることができないものとする。

(計算上の利益額の払出し等)

第 11 条の 3 受託会員は、委託者の請求に応じ、当該委託者の値洗損益金通算額が益となる場合の当該益の額に相当する金銭を払い出し、又は証拠金に振り替えることができる。

2 前項の払出し又は振替は、当該委託者の受入証拠金の総額が委託者証拠金を上回っているときの差額を限度とする。

(預り証拠金余剰額の返還)

第 12 条 受託会員は、預り証拠金余剰額を超えない範囲内において受託会員が定める額について委託者から返還の請求があったときは、その請求があった日から起算して 4 営業日以内に当該請求に係る額を返還しなければならない。ただし、預り証拠金余剰額が、委託者が差し入れた取引証拠金のうち金銭の額を超えることとなった場合には、この限りでない。

(取引証拠金の預託の時期に関する特例)

第 12 条の 2 第 11 条及び第 11 条の 2 の規定するもののほか、受託会員は、取引証拠金の差し入れ又は預託の時期について委託者と特約を結ぶことができる。

(取引証拠金預り証の発行)

第 13 条 受託会員は、委託者が取引の担保として取引証拠金を差し入れ又は預託したときは、法第 220 条の 4 の規定により適用を除外される場合を除き、当該委託者に対して、受託会員の本店、支店その他の営業所又は事務所において取引証拠金預り証（以下この条において「預り証」という。）を発行しなければならない。その発行については、金銭にあつては差し入れ又は預託を受けたその金額を充用有価証券等にあつては差し入れ又は預託を受けたその銘柄、数量及び充用価格を、充用外貨にあつては差し入れ又は預託を受けたその外貨の種類、額及び充用価格を記載する方式により行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、金融機関を介しての取引証拠金の差し入れ又は預託を受けた際の預り証の発行について、委託者から書面による同意が得られた場合にあつては、受託会員は預り証の発行を省略することができる。

3 第 7 条第 3 項及び第 4 項の規定は、前項の書面による同意について準用する。

4 第 3 条第 4 項及び第 5 項の規定は、第 1 項の書面の発行について準用する。

(取引証拠金の不納による取引の処分)

第 14 条 受託会員は、委託を受けた取引につき、委託者が第 11 条及び第 11 条の 2 の規定による取引証拠金を所定の日時（第 12 条の 2 の規定に基づき特約を結んだ場合にあつては、当該特約に定めた日時を含む）までに差し入れ又は預託せず、かつ、どの取引について処分を行うかにつき委託者の指示がないときは、当該委

託を受けた取引の全部又は一部を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより、任意に処分することができる。

- 2 受託会員は、前項の場合において当該委託者から既に受け付けている注文を任意で取り消すことができる。

第 4 章 反対売買又は受渡しによる決済等

(反対売買による決済)

第 15 条 受託会員は、委託を受けた取引について、委託者の指示により、これを転売又は買戻しをしたときは、その約定値段等により売買差損益金を計算するものとする。

- 2 前項の場合において、当該転売又は買戻しに該当する既存の取引が 2 以上あるときは、特に委託者の指示がない限り、既存の取引の成立の古い順序に従って転売又は買戻しをするものとする。
- 3 受託会員は、委託を受けた現物先物取引で当月限に係るものについて、当該委託者から当月限納会日の前営業日の午後 4 時までにその指示がないときは、当該当月限納会日の最終立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。
- 4 受託会員は、委託を受けた指数先物取引で当月限に係るものについて、当該委託者による転売又は買戻しが当月限納会日の前日までに行われなときは、当該当月限納会日の立会において、納会日の前営業日に本所が公表する指数値（最終決済指数）により、当該取引を委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。
- 5 第 1 項の規定は、前条第 1 項、本条第 3 項若しくは第 4 項、次条第 2 項、第 24 条、第 24 条の 2、第 26 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 37 条の 2 の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。

(受渡しによる決済)

第 16 条 委託者は、当月限納会日の前営業日の午後 4 時までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託会員に差し入れるものとする。この場合において、買方である委託者は当月限受渡日の前営業日の午後 4 時までに当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託会員に差し入れるものとする。

- 2 委託者が前項の日時までに倉荷証券又は総取引金額を差し入れないときは、受託会員は、当月限納会日の最終立会において、当該取引を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。
- 3 受託会員は、委託を受けた取引で受渡しにより決済するものについて、本所における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を、買方である委託者に対しては本所から受領した倉荷証券を交付しなければならない。この場合において、買方である委託者が 2 人以上であり本所から受領した倉荷証券の内容が異なるときは、抽せんその他の方法により公平に配分しなければならない。
- 4 前 3 項に規定する場合のほか、受渡しに関する必要な事項については、本所の

業務規程を準用する。

(委託手数料)

第 17 条 委託者は、取引が成立した場合（第 14 条第 1 項、第 15 条第 3 項若しくは第 4 項、前条第 2 項、第 24 条、第 24 条の 2、第 26 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項、第 37 条の 2 の規定による取引の処分を含む。）及び受託会員が定める場合においては、受託会員が定めるところにより、委託手数料を受託会員に支払うものとする。

(差し入れ又は預託を受けた金銭等による債務の弁済)

第 18 条 受託会員が、委託者から差し入れ又は預託を受けた預り証拠金その他の受託会員が委託者から差し入れ又は預託を受けた金銭、充用有価証券等、充用外貨その他の物は、委託によって生ずる当該委託者の本所及び他の商品取引所における取引に係る債務に対し共通の担保とする。

- 2 受託会員は、委託者から委託を受けて行う本所及び他の商品取引所における取引に係る委託者の債務につき、委託者からその弁済を受けるまでは、第 12 条の規定にかかわらず、前項の金銭、充用有価証券等、充用外貨その他の物を担保として留保する。
- 3 受託会員は、取引に係る委託者の債務につき、委託者が受託会員の指定した日から起算して 10 営業日以内に債務を弁済しないときは、第 1 項の預り証拠金その他の受託会員が委託者から差し入れ又は預託を受けた金銭、充用有価証券等、充用外貨その他の物をもって当該債務の弁済に充当することができる。この場合において、その充当につき過不足が生ずるときは、超過額については第 12 条の規定に準じて当該委託者に返還し、不足額については当該委託者がこれを受託会員の指定する日時までに受託会員に支払うものとする。
- 4 前項の規定により債務の弁済に充当するものが充用有価証券等その他の物であるときは、受託会員は、当該物を換価処分することができる。この場合において、税負担及び換価費用は委託者の負担とする。
- 5 受託会員は、第 3 項の規定により当該物をもって債務の弁済に充当するときは、あらかじめ書面をもってその旨を当該委託者に通知しなければならない。
- 6 受託会員は、前項の規定による書面の通知に代えて、委託者に対し、その用いる電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって省令第 110 条に規定する方法をいう。以下この条において同じ。）の種類及び内容（省令第 90 条の 4 各号に規定する種類及び内容をいう。）を提示し、当該委託者の書面又は電磁的方法による承諾を得た場合には、当該電磁的方法により、当該通知すべき事項を提供することができる。この場合において、当該受託会員は、当該委託者に当該書面による通知をしたものとみなす。
- 7 前項の規定による承諾を得た受託会員は、当該委託者から書面又は電磁的方法により電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該委託者に対し、当該書面に記載すべき事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該委託者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(充用有価証券等の換価処分の特例)

第 18 条の 2 受託会員は、法第 303 条第 1 項第 4 号に該当した場合において、委

託者から差し入れ又は預託を受けた充用有価証券等のうち、第9条第4項に規定する振替により委託者に返還する場合であって、受託会員がその責めに帰することができない事由によって当該振替により返還することができないときは、当該充用有価証券等を換価処分し、金銭によって返還することができる。この場合において、税負担及び換価費用は委託者の負担とし、委託者は当該換価処分に対し異議を申し立てることができない。

第 5 章 委託者に対する通知等

(取引成立の通知)

第19条 受託会員は、委託を受けた取引が成立したときは、法第220条第1項ただし書きの規定により通知を要しない場合又は法第220条の4の規定により適用を除外される場合を除き、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項及び省令第109条に規定する事項を委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
 - (2) 上場商品構成物品若しくは上場商品指数の種類又はオプション銘柄
 - (3) 委託の指示を受けた日時
 - (4) 限月（オプション取引を除く。）
 - (5) 売付け又は買付けの区別
 - (6) 新規又は仕切りの区別
 - (7) 取引の成立した日時、場及び節
 - (8) 売買枚数
 - (9) 成立した取引の約定値段等（仕切りの場合にあつては、既に成立していた約定値段等を含む。）
 - (10) 成立した取引の総取引金額
 - (11) 値洗損益金通算額
 - (12) 委託手数料及び仮委託手数料
 - (13) 差引受払金（現物先物取引等及び指数先物取引を除く。）
 - (14) 仮差引損益金通算額（オプション取引を除く。）
 - (15) 売買差損益金（オプション取引を除く。）
 - (16) 預り証拠金の残高
- 2 委託者は、前項の通知を受けた場合において、これに異議があるときは、遅滞なく、その旨を受託会員に申し出るものとする。
 - 3 前項の異議の申立てがあつた場合には、受託会員は、遅滞なく、書面により当該委託者に対し、回答しなければならない。
 - 4 第18条第6項及び第7項の規定は、第1項の書面による通知及び前項の書面による回答について準用する。

(取引不成立の通知)

第20条 受託会員は、委託を受けた取引の全部又は一部が成立しなかったときは、遅滞なく、その旨を委託者に理由を付して通知しなければならない。

- 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。ただし、その不成立の原因が上場商品の価格又は上場商品指数の数値が形成されない場合及び本所の業務規程に定めるところによる取引の制限によるものであるときは、当

該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。

- 3 第 18 条第 6 項及び第 7 項の規定は、前項において準用する前条第 3 項の書面による回答について準用する。

(受渡しによる決済の通知)

第 21 条 受託会員は、第 16 条の規定により、委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
 - (2) 上場商品構成物品の種類及びその銘柄
 - (3) 限月
 - (4) 売付け又は買付け年月日
 - (5) 売買枚数
 - (6) 倉庫名
 - (7) 倉荷証券番号
 - (8) 成立した取引の約定値段
 - (9) 格付差金
 - (10) 受渡代金
 - (11) 受渡値段及び受渡代金に係る消費税相当額
 - (12) 諸勘定
 - (13) 新規の売付け又は買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料
 - (14) 差引受払金
- 2 第 18 条第 6 項及び第 7 項の規定は、前項の書面による通知について準用する。
- 3 法第 220 条第 1 項ただし書きの規定及び法第 220 条の 4 の規定は、第 1 項の通知について準用する。

(委託者に対する定期的な残高の照合等)

第 22 条 受託会員は、委託者に対し、書面により、委託者から預り証拠金の差し入れ若しくは預託を受けた日の属する報告対象期間（1 年を 3 月以下の期間ごとに区分した期間（直近に通知した日から 1 年間委託を受けた取引が成立していない場合であって、預り証拠金の残高があるときには、1 年又は 1 年を 1 年未満の期間ごとに区分した期間）をいう。）の末日ごとに 1 回以上、次の各号に掲げる事項を通知し、その照合を求めるとともに、預り証拠金余剰額の返還について委託者の指示を受けなければならない。

- (1) 預り証拠金の残高（金銭、充用有価証券等及び充用外貨並びにこれらの合計額を明らかにし、充用有価証券等については、その種類、銘柄、数量及び充用価格を、充用外貨については、その種類及び充用価格を明らかにすること。）
- (2) 委託者証拠金の額
- (3) 決済が終了していない取引の内訳等
 - イ 取引の種類
 - ロ 上場商品構成物品若しくは上場商品指数の種類又はオプション銘柄
 - ハ 限月（オプション取引を除く。）
 - ニ 売付け又は買付けの区別

- ホ 取引の成立した年月日
 - へ 売買枚数
 - ト 約定値段等
 - チ 値洗損益金通算額
- (4) オプション料概算額に係る預り金（現物先物取引等及び指数先物取引を除く。）
- (5) 受入証拠金の総額
- (6) 預り証拠金余剰額
- (7) 計算上の利益額の払出し等を行う場合にあってはその可能額
- 2 受託会員は、前項の規定によるほか、委託者から請求があったときは、前項各号に掲げる事項を（委託を受けた取引が成立した場合にはその都度前項各号に掲げる事項に係る通知を受けることについて委託者から請求があったときは、当該取引の成立の都度）速やかに通知しなければならない。
- 3 委託者は、前2項の規定による通知を受けた場合において、これに異議があるときは、遅滞なく、その旨を受託会員に申し出なければならない。
- 4 前項の異議の申立てがあった場合には、受託会員は、遅滞なく、書面により当該委託者に対し、回答しなければならない。
- 5 法第220条の4の規定は、第1項の書面による通知について、第18条第6項及び第7項の規定は、第1項の書面による通知及び前項の書面による回答について準用する。

（取引の処分通知）

- 第23条 第19条第1項の規定は、第14条第1項、第15条第3項若しくは第4項、第16条第2項、次条、第24条の2、第26条第1項、第2項若しくは第3項又は第37条の2の規定による処分について準用する。
- 2 第18条第6項及び第7項の規定は、前項の場合に準用する。

第 6 章 取引の制限等

（臨機の場合の措置等）

- 第24条 受託会員は、委託を受けた取引が次の各号に掲げる場合に該当したとき又は臨機の措置が講ぜられ、転売又は買戻しにより処分するときは、当該委託者に対し、遅滞なく、その旨を通知しなければならない。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。
- (1) 関係法令又は本所の業務規程に基づき、売買立会の臨時停止若しくは臨時開始又は会員の建玉数その他の制限等により取引若しくはその受託の数量が制限され、又はこれらにつき特別の規制が行われた場合
 - (2) 本所の定款及び業務規程に基づき、委託を受けた建玉の全部又は一部について、違約受渡玉及び違約中間玉の処理若しくは解け合い又は臨機の措置が講ぜられた場合
 - (3) 本所の定款に基づき、委託を受けた建玉の全部について、取引の決済の結了が行われた場合

（委託者が虚偽の通知を行った場合等の措置）

第 24 条の 2 受託会員は、法若しくは第 5 条その他の規定に基づき委託者から通知を受けた事項に虚偽があると認める場合又は当該事項について疑義が生じた場合において、当該事項について委託者に照会して必要な事項の報告を求めることができる。この場合において、当該報告を求められた委託者は、受託会員に対し、速やかに回答しなければならない。

2 前項の規定による照会を回答しないため再度同項の規定による照会を受けた委託者が、正当な理由が無いのにこれに回答しないとき、又は前項の規定による照会に対する回答が虚偽であると認める場合には、委託を受けた取引の全部又は一部を当該委託者の計算において転売又は買戻しにより、任意に処分することができる。この場合において、当該委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。

(一任売買等の禁止)

第 25 条 受託会員は、商品市場における取引につき、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 第 6 条第 1 項各号に掲げる事項の全部又は一部について顧客の指示を受けないでその委託を受ける行為(省令第 102 条第 1 項各号に掲げる行為を除く。)
 - (2) 顧客の指示を受けないで、顧客の計算によるべきものとして取引する行為(第 14 条第 1 項、第 15 条第 3 項若しくは第 4 項、第 16 条第 2 項、第 24 条、前条、次条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項、第 37 条の 2 の規定により処分する場合を除く。)
 - (3) 第 6 条第 1 項各号に掲げる事項の全部又は一部について包括的に委任を受けた代理人(第 5 条第 1 項第 4 号及び第 6 号による代理人を除く。)から委託を受ける行為。
- 2 前項第 1 号かっこ書きの行為については、省令第 102 条第 2 項の規定を適用するものとする。

(取引の制限等)

第 26 条 受託会員が委託を受けた取引について、名義の如何にかかわらず、委託者(取次者(この条において外国商品先物取引業者を含む。)並びに取次者に取引の委託の取次ぎを委託し、若しくは依頼し、又は取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを依頼した者を含む。以下この条において「委託者等」という。)の建玉(2 以上の受託会員又は取次者へ委託し、委託の取次ぎを委託し、若しくは依頼し、又は委託の取次ぎの委託の取次ぎを依頼した場合はその合計)が本所の定める建玉の限度を超え若しくは超えることとなった場合又は超えていると本所が認めた場合には、本所の業務規程に基づく本所の指示により、受託会員は、当該限度を超える建玉を当該委託者等の計算において転売又は買戻しにより処分するものとする。

2 受託会員が委託を受けた取引について、当該取引が本所の商品市場又は本所以外の商品取引所に係る商品市場において単独で又は他人と共同して行う買占め、売崩し等公正な価格形成又は取引の円滑な決済を妨げ若しくは妨げるおそれがあると本所が認めた場合には、受託会員は、本所の業務規程に基づく本所の指示により、当該委託者等に係る新規取引の受託を制限し、又は当該委託を受けた取引の全部若しくは一部を当該委託者等の計算において転売若しくは買戻しによ

- り処分するものとする。
- 3 受託会員が委託を受けた取引について、本所が公正な取引を確保するために本所の業務規程に基づき当該取引の委託者等に対して説明を求め又は資料の提出を求めたときにおいて、当該委託者等がこれを拒んだ場合には、受託会員は、本所の業務規程に基づく本所の指示により、当該委託者等に係る新規取引の受託を制限し、又は当該委託を受けた取引の全部若しくは一部を当該委託者等の計算において転売若しくは買戻しにより処分するものとする。
 - 4 前3項の場合において当該委託者等は、これに対し異議を申し立てることができない。
 - 5 受託会員は、第1項から第3項までの規定により取引の処分をするときは、その旨をあらかじめ当該委託者に通知しなければならない。

(未決済建玉の移管又は引継ぎ)

第27条 受託会員は、次の各号に該当する場合であって、本所の定款及び業務規程に基づき、当該受託会員（以下この条において「移管元受託会員」という。）の委託に係る建玉を他の受託会員（以下この条において「移管先受託会員」という。）へ移管を行わせることとなったときは、その旨を委託者へ通知しなければならない。

- (1) 移管元受託会員と移管先受託会員との間で、すべての委託に係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について移管元受託会員の委託者から同意を得るとともに当該契約について本所に対し当該双方の受託会員から届け出されている場合
- (2) 移管元受託会員、当該移管元受託会員の委託者及び移管先受託会員との間で、当該委託者に係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について本所に対し当該双方の受託会員から届け出されている場合
- 2 前項の建玉の移管が行われることとなったときは、委託者は、移管先受託会員へ第4条に基づく書面を差し入れるものとする。ただし、現に当該移管先受託会員に当該書面を差し入れている場合は、この限りでない。
- 3 第1項の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、清算機構に預託していた当該委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、移管先受託会員を代理人として清算機構に預託したものとしてみなす。
- 4 受託会員又は取次者は、次の各号に該当し、かつ、あらかじめ本所の承認を受けた場合は、本所の定款に基づき当該受託会員の委託に係る建玉を取次者の取次ぎに係る建玉として他の受託会員へ、当該取次者の取次ぎに係る建玉を委託に係る建玉として当該受託会員となる者へ、又は本所が必要と認める場合には当該建玉をその認めた者へ引継ぐことができる。
 - (1) 受託会員が他の受託会員の取次者となるとき
当該受託会員が取次者となることについて、委託者から、あらかじめ当該変更に係る同意を受けている場合であって、かつ、委託に係る建玉を取次ぎに係る建玉として引継ぐ合意について本所に対し当該受託会員及び取次ぎ先受託会員の双方から届け出されている場合
 - (2) 他の受託会員の取次者が受託会員となるとき
当該取次者が受託会員となることについて、取次委託者から、あらかじめ当該変更に係る同意を受けている場合であって、かつ、取次ぎに係る建玉を委

託に係る建玉として引継ぐ合意について本所に対し当該取次者及び当該取次者の取次ぎ先受託会員の双方から届け出されている場合

- 5 前項第1号の規定に基づき建玉の引継ぎが行われたときは、清算機構に預託していた当該委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、当該取次者及び引継ぎ先受託会員を代理人として、前項第2号の規定に基づき建玉の引継ぎが行われたときは、清算機構に預託していた当該取次委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、当該受託会員となった者を代理人として、その他本所が必要と認める場合にはその認めた者を代理人として清算機構に預託したものとみなす。
- 6 本条の規定により建玉の移管又は引継ぎが行われたときは、当該委託者又は当該取次委託者は、この準則その他本所又は清算機構の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先受託会員、当該引継ぎ先受託会員、本所又は清算機構に対して異議を申し立てることはできない。

第 7 章 雑 則

（現金授受予定額の計算に関する特例）

第 28 条 受託会員は値洗損益金通算額が益となる場合には当該額を現金授受予定額に加えないことについて委託者と特約を結ぶことができる。

（特別費用の請求）

第 29 条 受託会員は、委託を受けた取引につき、委託者のために特に要した費用を当該委託者に請求することができる。

（預託金銭の利息）

第 30 条 清算機構は、委託者等からその代理人をして預託を受け管理している取引証拠金その他の金銭及び有価証券に対して、その利息を支払わない。

（充用有価証券等の使用制限）

第 31 条 受託会員は、商品市場における取引につき、委託者から預託を受けた充用有価証券等及び委託者の計算に属する充用有価証券等については、委託の趣旨に反して、担保として提供し、貸付け、その他処分してはならない。ただし、委託者の同意を得て委託者保護基金に預託し、又は金融機関に担保として提供し、若しくは信託する場合には、この限りでない。

- 2 前項において担保として提供し得る金融機関の範囲は、代行会社、銀行、信用協同組合、信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫、業として預金又は貯金の受入れをすることができる農業協同組合及び農業協同組合連合会、信託会社又は信託業務を営む金融機関（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和18年法律第43号）第1条第1項の認可を受けた金融機関をいう。）並びに保険会社に限るものとする。

（清算機構への取引証拠金の返還請求権等）

第 32 条 本所の定款及び業務規程に基づき、委託をした建玉の全部又は一部について違約受渡玉及び違約中間玉の処理が行われた場合には、委託者は、清算機構が管理している取引証拠金について返還請求権を有している場合には、清算機構

が定めるところにより、清算機構に対し返還請求権を行使することができる。この場合において、取引証拠金として差換預託された充用有価証券等又は充用外貨は、換金処分（その費用は当該取引証拠金の額から差し引く。）し、預託された委託証拠金が充用有価証券等又は充用外貨のいずれであるかにかかわらず金銭でのみ返還が行われるものとする。なお、取引証拠金として差換預託された充用有価証券等又は充用外貨の相場の変動等により、返還請求権を有する額全額の返還が受けられないことがある。

- 2 前項の規定による請求によって返還された取引証拠金の額が、委託者の有する債権額に不足するとき及び受託会員の弁済の額が委託者の債権額に不足するときは、委託者は、法第6章に規定する委託者保護基金（以下「委託者保護基金」という。）が定めるところにより、委託者保護基金にその不足をする額を請求することができる。ただし、委託者が委託者保護基金に請求できる債権の額は、法第210条第1号に規定する委託者資産に係るものに限る。

（苦情及び仲介の申出）

第33条 委託者は、受託会員が行う商品市場における取引の受託に関して、法第241条に規定する商品先物取引協会に苦情及び紛争のあつせん若しくは調停を申し出ることができる。

- 2 委託者は、受託会員が行う商品市場における取引の受託に関して、前項の商品先物取引協会が取り扱う紛争以外の紛争の処理について、本所が定める紛争処理規程の定めにより、本所にその仲介を申し出ることができる。

- 3 前2項の申出期限は、申出に係る取引について決済が終了した日から3年以内とする。

（会員である委託者に対する特例）

第34条 受託会員は、会員である委託者に対しては、準則の交付を要しない。

（取次者に対する市場管理に係る通知等）

第35条 受託会員は、本所からの市場管理に係る通知又は指示を受けたときは、速やかにその取次者に通知しなければならない。

（取次者に対する定期的な残高の照合等）

第36条 受託会員は、第22条第1項の規定にかかわらず、その取次者に対し、営業日ごとに同項に定める処理を行うものとする。

- 2 取次者は、同条第3項の規定にかかわらず、受託会員から同条に定める通知を受けた場合において、これに異議があるときは、通知を受けた翌営業日までに当該受託会員に申し出なければならない。

（取次者の遵守事項等）

第37条 第1条第2項の規定により取次者と取次委託者との間において商品市場における取引の委託の取次ぎを処理する際には、この準則の規定（第1条第2項（本文）、第5条第4項、第33条第2項、第35条、前条及び第40条を除く。）を準用するものとする。

- 2 取次者は、商品市場における取引の委託の取次ぎを処理するに際して、次に掲

げる事項を遵守するものとする。

- (1) 取次者は、取次委託者に対して本所諸規則等の遵守を義務づけることとし、本所から要請があるときは、商品市場における取引の委託の取次ぎに係る業務に関し必要な資料を受託会員を通じて提出すること。
 - (2) 取次者は、受託会員に自己の計算をもってする取引と取次委託者に係る取引と区分して指示を行うこと。
 - (3) 取次者は、受託会員に対し差し入れ又は預託する証拠金について、取次委託者から差し入れを受けた取引証拠金、委託証拠金若しくは第1項において準用する第10条の2の規定に基づく当該取次委託者の直接預託LG契約に係る契約預託金額又は取次委託者から取次証拠金の預託を受けて差し入れた取引証拠金又は委託証拠金の区分並びにそれぞれの額及び取次委託者の取引証拠金維持額の総額について営業日ごとに通知すること。
 - (4) 取次者は、第5条第4項に掲げる取引の委託の取次ぎを行わないこと。
- 3 第7条第2項の規定は、取次証拠金について準用する。
- 4 取次者は、次の各号に該当する場合であって本所が当該取次者（以下「移管元取次者」という。）の取引の委託の取次ぎに係る建玉を取次先受託会員、取次先受託会員の他の取次者、他の受託会員又は他の受託会員の取次者（以下この条において「移管先受託会員等」という。）へ移管を行わせることとなったときは、その旨を取次委託者へ通知しなければならない。
- (1) 移管元取次者と移管先受託会員等（取次者にあつては取次先受託会員を含む。以下本号及び次号において同じ。）との間で、すべての取引の委託の取次ぎに係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について移管元取次者の取次委託者から同意を得るとともに当該契約について本所に対し移管元取次者の取次先受託会員及び移管先受託会員等（取次者にあつては取次先受託会員）から届け出されている場合
 - (2) 移管元取次者、当該移管元取次者の取次委託者及び移管先受託会員等との間で、当該取次委託者の取引の委託の取次ぎに係る建玉の移管を行う旨の契約を締結し、かつ、あらかじめ当該契約について本所に対し移管元取次者の取次先受託会員及び移管先受託会員等（取次者にあつては取次先受託会員）から届け出されている場合
- 5 前項の建玉の移管が行われることとなったときは、取次委託者は、移管先受託会員等へ第4条に基づく書面を差し入れるものとする。ただし、現に当該移管先受託会員等に当該書面を差し入れている場合は、この限りでない。
- 6 第4項の規定に基づき建玉の移管が行われたときは、清算機構に預託していた当該取次委託者の取引証拠金（直接預託に限る。）は、移管先受託会員等（取次者にあつては取次者及び取次先受託会員）を代理人として清算機構に預託したものとしてみなす。
- 7 第4項の規定により建玉の移管が行われたときは、当該取次委託者は、この準則その他本所又は清算機構の定める規定等に基づき行われる取扱いについて、当該移管先受託会員等、本所又は清算機構に対して異議を申し立てることができない。

(取次者の取引の処分の特例)

第37条の2 受託会員は、取次者が次の各号に掲げる事項に該当し、かつ当該取次者とあらかじめ合意がある場合には、直ちに委託を受けた取引の全部又は一部を当該取

次者の計算において転売又は買戻しにより、処分するものとする。この場合において、当該取次者及び当該処分された取引に係る取次委託者は、これに対し異議を申し立てることができない。

- (1) 法第 303 条第 1 項第 1 号に該当したとき
- (2) 法第 303 条第 1 項第 2 号に該当したとき
- (3) 法第 303 条第 1 項第 3 号に該当したとき
- (4) 法第 303 条第 1 項第 4 号前段に該当したとき
- (5) 法第 303 条第 1 項第 5 号に該当したとき
- (6) 商品先物取引法施行令（昭和 25 年政令第 280 号）第 42 条第 2 号に該当したとき
- (7) 受託会員と取次者との間で前各号に掲げる事項以外の事由による取引の処分に関する取決めがなされ、かつ、当該取決めについて取次者から取次委託者に明示的に周知がなされている場合において、当該取決めに関連したとき

(取次委託者に対する取引証拠金の返戻の特例)

第 37 条の 3 前条の規定により、受託会員が取次者の取引を処分した場合には、当該取次者に係る全ての取次委託者の取引証拠金及び取次証拠金については、受託会員が取次委託者に対し直接返戻するものとする。この場合において、受託会員は、委託者保護基金とあらかじめ合意があるときは、その業務を委託者保護基金に委任することができるものとする。

(受託会員が非清算参加者である場合の特例)

第 38 条 受託会員が非清算参加者である場合における商品清算取引の委託の取次ぎ及び商品清算取引の委託の取次ぎの委託の取次ぎを処理する際には、この準則の規定を準用するものとする。この場合において、「委託者」とあるのは「清算取次委託者」と、「取次者」とあるのは「清算取次者」と、「取次委託者」とあるのは「清算取次者に対する委託者」と、「取引証拠金」とあるのは「清算取次証拠金」と読み替えるものとする。

(準則の解釈)

第 39 条 この準則の解釈について疑義が生じたときは、理事長が理事会の議を経て、その解釈を決定する。

第 8 章 取引の振り替えの特例

(取引の振り替え)

第 40 条 取引の振り替えとは、受託会員が成立させた委託を受けた取引について、本所があらかじめ定める要件を満たしている場合に限り、当該取引の全部又は一部を他の受託会員へ振り替えることをいう。

- 2 委託者は振り替えに係る取引の委託をしようとするときは、取引注文を執行する振替元の受託会員及び当該振替元の受託会員の名において成立した取引の振替先である受託会員とそれぞれ第 4 条に基づく受託契約を結ぶものとする。
- 3 委託者は前項の振り替えに係る取引の委託をしようとするときは、振替先の受

託会員に取引証拠金を差し入れ又は預託するものとする。

- 4 委託者が振替元受託会員に委託した取引が成立し、振り替えが認められたときは、当該取引について振替元受託会員から消滅し、同時にあらたに振替先受託会員に発生し成立したものとする。

第 9 章 受渡しによる決済の特例

(とうもろこし及び粗糖の受渡しによる決済の特例)

第 41 条 委託者は、とうもろこし及び粗糖の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第 16 条及び第 21 条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。

- 2 委託者は、本所の定める取引受渡証拠金を、当該受渡しが決定した日の午後 3 時（当日が半休日に当たるときは、午前 11 時）までに受託会員に差し入れるものとする。この場合において、当該取引受渡証拠金は、第 7 条を準用するものとする（以下この準則において同じ。）。

- 3 前項の取引受渡証拠金を差し入れた後において、本所がその基準額を変更したときは、売方買方の双方又はその一方の委託者は、受託会員の請求に基づき取引受渡証拠金の追加額を差し入れるものとする。

- 4 受託会員は、前 2 項の規定により差し入れされた取引受渡証拠金について受渡代金等の調整完了の日まで留保することができる。

- 5 委託者は、受渡日の前営業日の午後 3 時（当日が半休日に当たるときは、午前 11 時）までに、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る受渡書類を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額を受託会員に差し入れるものとする。

- 6 受託会員は、委託を受けたとうもろこし又は粗糖の取引で受渡しにより決済するものについて、本所における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金を、買方である委託者に対しては本所から受領した受渡書類を交付しなければならない。

- 7 受託会員は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
- (2) 上場商品構成物品の銘柄（粗糖にあつては産糖国名及び産糖年度）
- (3) 限月
- (4) 売付け又は買付け年月日
- (5) 売買枚数
- (6) 積来本船名
- (7) 出港年月日（粗糖にあつては入港年月日）
- (8) 荷受渡港及び埠頭名
- (9) 成立した取引の約定値段
- (10) 格付差金
- (11) 受渡代金
- (12) 受渡値段

- (13) 諸勘定
 - (14) 新規の売付け若しくは買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料
 - (15) 差引受払金
- 8 法第 220 条第 1 項ただし書きの規定及び法第 220 条の 4 の規定は、前項の通知について準用する。
- 9 第 18 条第 6 項及び第 7 項の規定は、第 7 項の書面による通知について準用する。
- 10 前各項に規定する場合のほか、とうもろこし及び粗糖の受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程及び受渡細則によるものとする。

(米穀の受渡しによる決済の特例)

第 42 条 委託者は、米穀の取引を受渡しにより決済しようとするときは、第 16 条及び第 21 条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。

- 2 委託者は、本所の定める取引受渡証拠金を、当該受渡しが決定した日の午後 3 時まで受託会員に差し入れるものとする。
- 3 前項の取引受渡証拠金を差し入れた後において、本所がその基準額を変更したときは、売方買方の双方又はその一方の委託者は、受託会員の請求に基づき取引受渡証拠金の追加額を差し入れるものとする。
- 4 受託会員は、前 2 項の規定により差し入れされた取引受渡証拠金について受渡代金等の調整完了の日まで留保することができる。
- 5 委託者は、受渡日の前営業日の午後 4 時まで、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券（業務規程第 88 条の 38 及び第 88 条の 39 に定める受渡しにあつては合意した受渡書類。以下この条において同じ）を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る受渡代金及び当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託会員に差し入れるものとする。
- 6 受託会員は、委託を受けた米穀の取引で受渡しにより決済するものについて、本所における受渡しを終了したときは、遅滞なく、売方である委託者に対しては受渡代金及び受渡代金に係る消費税相当額を、買方である委託者に対しては本所から受領した倉荷証券を交付しなければならない。
- 7 受託会員は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。
 - (1) 取引の種類
 - (2) 上場商品構成物品の銘柄
 - (3) 限月
 - (4) 売付け又は買付け年月日
 - (5) 売買枚数
 - (6) 倉庫名
 - (7) 倉荷証券番号
 - (8) 成立した取引の約定値段
 - (9) 格付差金
 - (10) 受渡代金
 - (11) 受渡値段及び受渡代金に係る消費税相当額

- (12) 諸勘定
 - (13) 新規の売付け若しくは買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料
 - (14) 差引受払金
- 8 法第 220 条第 1 項ただし書きの規定及び法第 220 条の 4 の規定は、前項の通知について準用する。
- 9 第 18 条第 6 項及び第 7 項の規定は、第 7 項の書面による通知について準用する。
- 10 前各項に規定する場合のほか、米穀の受渡しに関する必要な事項については、本所の業務規程及び受渡細則によるものとする。

(冷凍えびの受渡しによる決済の特例)

- 第 43 条 委託者は、冷凍えびの取引を受渡しにより決済しようとするときは、第 16 条及び第 21 条の規定にかかわらず、本条の規定により行うものとする。
- 2 委託者は、納会日の前営業日午後 5 時までには、売方であるときは受渡しにより決済しようとする売付けに係る倉荷証券を、買方であるときは受渡しにより決済しようとする買付けに係る総取引金額及び当該買付けの受渡代金に係る消費税相当額を受託会員に差し入れるものとする。
- 3 受託会員は、前項の規定により委託を受けた取引を受渡しにより決済したときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項を当該委託者に通知しなければならない。
- (1) 取引の種類
 - (2) 上場商品構成物品の銘柄（生産国名、サイズ及びパッカー）
 - (3) 限月
 - (4) 売付け又は買付け年月日
 - (5) 売買枚数
 - (6) 出港年月日
 - (7) 入港年月日
 - (8) 倉庫名
 - (9) 倉荷証券番号
 - (10) 成立した取引の約定値段
 - (11) 格付差金
 - (12) 受渡代金
 - (13) 受渡値段及び受渡代金に係る消費税相当額
 - (14) 諸勘定
 - (15) 新規の売付け若しくは買付けに係る委託手数料及び受渡しに係る委託手数料
 - (16) 差引受払金
- 4 法第 220 条第 1 項ただし書きの規定及び法第 220 条の 4 の規定は、前項の通知について準用する。
- 5 第 18 条第 6 項及び第 7 項の規定は、第 3 項の書面による通知について準用する。
- 6 前各項に規定する場合のほか、冷凍えびの受渡しに関する必要な事項及び受渡方法の特例については、本所の業務規程及び受渡細則によるものとする。

第 9 章 の 2 指数先物取引の特例

(指数先物取引)

第 43 条の 2 この章は、指数先物取引の受託について特例を規定する。

2 この章に定めのないものについては、第 1 章から第 7 章までに定めるところによる。

(委託の際の指示)

第 43 条の 3 第 6 条の規定にかかわらず、委託者は、指数先物取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託会員に指示するものとする。

- (1) 取引の種類
- (2) 上場商品指数の種類
- (3) 限月
- (4) 売付け又は買付けの区別
- (5) 新規又は仕切りの区別
- (6) 枚数
- (7) 取引を行う日時及び約定数値を指定する注文の場合その約定数値
- (8) 前各号のほか受託会員が定める事項

(指数先物取引の一任売買等の禁止)

第 43 条の 4 指数先物取引の一任売買等の禁止については、第 25 条第 1 項各号の規定を準用する。この場合において、同条中「第 6 条第 1 項各号」とあるのは「第 43 条の 3 第 1 項各号」と読み替えるものとする。

第 10 章 粗糖先物オプション取引の特例

第 1 節 粗糖先物オプション取引の受託

(オプション取引)

第 44 条 この章は、粗糖先物オプション取引の受託について特例を規定する。

2 この章に定めのないものについては、第 1 章から第 7 章までに定めるところによる。

(定 義)

第 45 条 本章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「権利行使」とは、現物先物取引に係るオプションを行使することをいう。
- (2) 「権利行使価格」とは、権利行使を行う場合の約定値段として本所が別にあらかじめ設定した価格をいう。
- (3) 「現物先物平均価格」とは、権利行使日において、本所の業務規程に基づき算出されるオプション取引の対象となる現物先物取引における当該限月の約定値段の平均価格をいう。

- (4)「プットオプション」とは、現物先物平均価格が権利行使価格を下回った場合に、その差額に50を乗じて得た額を権利取得者が相手方から受領することとなる取引を成立させる権利をいう。
 - (5)「コールオプション」とは、現物平均価格が権利行使価格を上回った場合に、その差額に50を乗じて得た額を権利取得者が相手方から受領することとなる取引を成立させる権利をいう。
 - (6)「オプション銘柄」とは、現物先物取引の上場商品構成物品の種類、プットオプション又はコールオプション、限月及び権利行使価格により区分されるものをいう。
 - (7)「権利行使の割当て」とは、本所がオプション銘柄の売建玉を有する会員に対し、本所が別に定める方法により按分して権利行使の対象となる売建玉の割当てを行うことをいう。
 - (8)「オプションの売付け」とは、オプションを付与する立場の当事者となる取引をいう。
 - (9)「オプションの買付け」とは、オプションを取得する立場の当事者となる取引をいう。
 - (10)「権利行使差金」とは、権利行使が成立し、又は権利行使の割り当てが行われた場合において、当該権利行使に係る数量又は当該割当てに係る数量1枚ごとに当該権利行使価格と当該営業日における現物先物平均価格との差額に50を乗じて得た額をいう。
- 2 オプション取引については、第2条各号の規定を準用する。

(委託の際の指示)

第46条 第6条の規定にかかわらず、委託者は、オプション取引の委託をするときは、その都度、次に掲げる事項を受託会員に指示するものとする。

- (1) 取引の種類
 - (2) オプション銘柄
 - (3) 売付け又は買付けの区別
 - (4) 新規又は仕切りの区別
 - (5) 枚数
 - (6) 指値又は成行の区別
 - (7) 指値の場合はその値段及び委託注文の有効期限、成行の場合は取引を行う日及び立会時
- 2 前項の規定にかかわらず、受託会員が前項第4号に掲げる事項の指示について、あらかじめ委託者が指定した方法に従い取り扱うことに同意している場合には、当該委託者は、取引の委託の都度、当該指示を行うことを要しない。この場合において、当該受託会員は、当該事項について、当該委託者が指定した方法に従い取り扱うものとする。

第2節 (削除)

第47条～第49条 (削除)

第 3 節 オプション取引の決済等

(取引代金の決済等)

第 50 条 委託者は、オプション取引の新規の買付け又は買戻しを行ったときは、取引が成立した日の翌営業日正午までの受託会員が指定する日時までに総取引金額を受託会員に差し入れるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、受託会員は、委託者がオプション取引の新規の買付け又は買戻しの委託を行おうとするときに、委託者から委託に係るオプション銘柄の前日の帳入値段に取引単位の倍率と委託注文枚数を乗じて得た価額（以下「オプション料概算額」という。）の差し入れを受けることができる。この場合において、取引が成立した日の翌営業日正午までの受託会員が指定する日時までに委託者との間で、総取引金額との過不足を精算するものとする。

3 受託会員は、委託者がオプション取引の新規の売付け又は転売を行ったときは、取引が成立した日の翌営業日正午までに当該総取引金額を当該委託者に支払うものとする。

4 第 1 項の規定によるオプション取引の買戻し又は前項の規定によるオプション取引の転売に対当する既存のオプション取引が 2 以上あるときは、特に委託者の指示がない限り、既存のオプション取引の成立の古い順序に従って買戻し又は転売をするものとする。

5 第 1 項、第 2 項及び第 3 項の規定は、第 14 条第 1 項、第 24 条、第 24 条の 2、第 26 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 37 条の 2 の規定による委託を受けた取引の処分について準用する。

(オプション料概算額預り証の発行)

第 51 条 受託会員は、委託者からオプション料概算額の差し入れを受けるときは、法第 220 条の 4 の規定により適用を除外される場合を除き、当該委託者に対して、受託会員の本店、支店その他の営業所又は事務所においてオプション料概算額に係る預り証を発行しなければならない。

2 前項の預り証の記載及び発行の方法については第 13 条の規定を準用する。

(権利行使による決済)

第 52 条 オプション取引における権利行使期間は、取引開始日から取引最終日までとする。

2 オプションの買付けに係る委託者は、権利行使を行おうとする場合には、その都度、次に掲げる事項を権利行使を行う日の午後 3 時 40 分（当日が半休日に当たるときは、午前 11 時）までに受託会員に指示するものとする。

- (1) オプション銘柄
- (2) 権利行使に係るオプション取引の買建玉
- (3) 枚数
- (4) 権利行使を行う日

3 受託会員は、権利行使が成立したときは、当該権利行使に係る数量を、当該権利行使日に当該委託者のオプション取引の買建玉から減ずるとともに、当該権利行使差金を当該権利行使日の翌営業日正午までの受託会員が指定する日時までに、当該委託者に支払うものとする。

(権利行使の割当て)

第 53 条 本所から権利行使の割当てを受けた受託会員は、当該オプション銘柄の売建玉につき、本所から通知を受けた権利行使の割当てに係る内容に基づきそれぞれ取引の成立の古い順序に従って割り当てるものとする。

2 受託会員は、権利行使の割当てを行ったときは、当該割当てに係る数量を、当該営業日に売建玉から減ずるとともに、権利行使差金を権利行使の割当てを行った日の翌営業日の正午までの受託会員の指定する日時までに、当該委託者から徴収するものとする。

3 第 1 項の規定に基づき権利行使の割当てを受けた委託者は、異議を申し立てることができない。

(オプションの失効)

第 54 条 受託会員は、取引最終日の 15 営業日前から 7 営業日前までの間に、該当するオプション取引の買建玉を有する委託者に対し、権利行使期間満了の日を通知するものとする。

2 権利行使期間満了の日において、第 52 条第 2 項に規定する権利行使の指示がなかったプットオプション又はコールオプションは失効し、消滅するものとする。

(委託手数料)

第 55 条 委託者は、オプション取引が成立した場合（第 14 条第 1 項、第 24 条、第 24 条の 2、第 26 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項又は第 37 条の 2 の規定による取引の処分を含む。）又はオプション取引の権利行使若しくは権利行使の割当てを受けた場合及び受託会員が定める場合においては、受託会員が定めるところにより、委託手数料を受託会員に支払うものとする。

(預託金等による債務の弁済)

第 56 条 第 18 条各項の規定は、オプション取引について準用する。この場合において、同条第 2 項中「第 12 条」とあるのは「第 12 条及び第 50 条第 3 項」と読み替えるものとする。

第 4 節 オプション取引の委託者に対する通知等

第 57 条 削除

(権利行使による決済の通知)

第 58 条 受託会員は、第 52 条第 2 項の規定により権利行使が行われたときは、法第 220 条第 1 項ただし書きの規定により通知を要しない場合又は法第 220 条の 4 の規定により適用を除外される場合を除き、遅滞なく、書面により次に掲げる事項及び省令第 109 条に規定する事項を当該委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
- (2) オプション銘柄
- (3) 権利行使を行ったオプションの買付けに係る取引
- (4) 枚数

- (5) 権利行使の行われた日
- (6) 現物先物平均価格
- (7) 権利行使差金
- (8) 委託手数料
- (9) 預り証拠金の残高

2 第19条第2項から第4項までの規定は、本条に定める通知において準用する。

(権利行使の割当てによる決済の通知)

第59条 受託会員は、第53条第1項の規定により権利行使の割当てが行われたときは、遅滞なく、書面により、次に掲げる事項及び省令第109条に規定する事項を当該割当てられたオプション取引の売方である委託者に通知しなければならない。

- (1) 取引の種類
- (2) オプション銘柄
- (3) 権利行使の割当てを行ったオプションの売建玉
- (4) 枚数
- (5) 権利行使の割当てが行われた日
- (6) 現物先物平均価格
- (7) 権利行使差金
- (8) 委託手数料
- (9) 預り証拠金の残高

2 第19条第2項から第4項までの規定は、本条に定める通知において準用する。ただし、この場合において、第53条第1項の規定に基づき権利行使の割当てが行われたことに対しては異議を申し立てることができない。

第60条、第61条 削除

(オプション取引の一任売買等の禁止)

第62条 オプション取引の一任売買等の禁止については、第25条第1項各号の規定を準用する。この場合において、同条中「第6条第1項各号」とあるのは「第46条第1項各号」と読み替えるものとする。

第5節 粗糖組合せ取引

(粗糖組合せ取引)

第63条 委託者は、粗糖組合せ取引（一つの現物先物取引の売付け若しくは買付け又はオプション取引の売付けと、その損失を限定させることとなる一又は複数のオプション取引の売付け又は買付けを組み合わせる行う取引であって、かつ、本所が定める粗糖組合せ取引実施要領により行われるものをいう。）を受託会員に委託することができる。

2 委託者は、新たに粗糖組合せ取引を委託するときは、あらかじめその旨を書面をもって受託会員に通知しなければならない。

3 委託者は、粗糖組合せ取引を委託するときは、第6条又は第46条の規定による指示において、併せて、その取引が粗糖組合せ取引である旨を指示しなければならない。

- 4 受託会員は、委託を受けた粗糖組合せ取引が成立したときにあっては第 19 条第 1 項の規定による通知において、委託を受けた粗糖組合せ取引を決済したときにあっては第 19 条、第 58 条若しくは第 59 条の規定による通知において、併せて、その取引が粗糖組合せ取引である旨を通知しなければならない。

第 11 章 E F P 取引の特例

(E F P 取引による取引の委託)

- 第 64 条 委託者は、本所の業務規程に定める E F P 取引により取引の委託をするときは、その旨を受託会員に指示するものとする。この場合、当該取引の成立については本所が承認したものに限るものとする。
- 2 委託者は、前項の委託を行うにあたっては、受託会員が定める日時までに本所が別に定めるところの事項が記載された現物取引（別に定める上場商品構成物品と交換可能な商品現物型 E T F を含む。以下同じ。）の売買契約書の写しを受託会員へ提出するものとする。
 - 3 委託者は、本所の指示に基づき受託会員から E F P 取引に係る書類等の提出を求められたときは、これに応じなければならない。
 - 4 前各項に規定する場合のほか、E F P 取引に関する必要な事項については、本所の業務規程を準用する。

第 12 章 停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例

(停止商品市場と開設商品市場の建玉及び注文の処理の移管の特例)

第 65 条 本所又は他の商品取引所が商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等（上場商品若しくは上場商品指数又は上場商品構成物品若しくは上場商品指数対象物品をいう。以下この章において同じ。）の立会を停止し、同時に他の商品取引所又は本所が立会を停止する商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。）であって、停止商品取引所（停止商品市場（立会を停止する商品市場の上場商品等のうち他の商品取引所又は本所が開設し、又は既に開設している商品市場において取引を行う上場商品等の集合体をいう。以下この章において同じ。）に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。）、開設商品取引所（開設商品市場（停止商品取引所の商品市場を構成する全部又は一部の上場商品等から構成される商品市場を開設し、又は既に開設している商品市場に当該上場商品等を追加する場合（既に取引されている上場商品等について別建ての取引を開始する場合を含む。）の当該商品市場をいう。以下この章において同じ。）に係る商品取引所をいう。以下この章において同じ。）及び清算機構が建玉及び注文の処理の移管の取扱いその他の事項について特例を講じようとするときは、業務規程及びこの章の規定の定めるところによる。

(特例を講じる場合の委託者への通知等)

第 66 条 停止商品市場の受託会員（株式会社商品取引所にあつては「受託取引参加者」という。以下この章において同じ。）は、停止商品取引所から前条の特例

を講じようとする旨の通知を受けたときは、委託者に対し、その内容を速やかに通知しなければならない。

- 2 開設商品市場の受託会員は、開設商品取引所から前条の特例を講じようとする旨の通知を受けたときは、委託者に対し、その内容を速やかに周知しなければならない。

(約定値段等の特例)

第 67 条 委託に係る取引の値洗損益金通算額及び売買差損益金の計算にあたっては、停止商品市場の約定値段等を開設商品市場の約定値段等として取り扱う。

(委託者の遵守事項)

第 68 条 委託者は、業務規程及びこの章に基づく処理に関して、受託会員、開設商品取引所又は清算機構に対し異議を申し立てることができない。ただし、受託会員、開設商品取引所又は清算機構に故意又は重過失が認められるときは、この限りでない。

(附 則)

平成 27 年 3 月 12 日開催の理事会において決議した第 22 条第 1 項及び第 2 項の規定の変更は、農林水産大臣の認可の日（平成 27 年 3 月 23 日）から施行する。